

広域連合長が行う公文書の開示等に関する規則

平成19年1月1日
規則第1号

彩の国さいたま人づくり広域連合行政情報公開条例施行規則（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合規則第14号）の全部を改正する。

（開示請求の手続）

第1条 彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例（平成18年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項第4号の実施機関が定める事項は、求める開示の実施の方法とする。

（開示請求に対する決定に関する事項）

第2条 条例第12条第1項の実施機関が定める事項は、開示の日時、開示の場所及び求めることができる開示の実施の方法とする。

（第三者に通知する事項）

第3条 条例第15条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (2) 開示請求があつた日
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第4条 条例第15条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (2) 開示請求があつた日
- (3) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（電磁的記録の開示方法）

第5条 条例第16条第1項の実施機関の定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 電磁的記録（ビデオテープ、録音テープ及びこれらに類するものを除く。）を印刷物として出力したものの閲覧又は交付
- (2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧、聴取若しくは視聴又は複写したものの交付

（開示の実施の請求）

第6条 条例第16条第3項の実施機関が定める事項は、求める開示の実施の方法及び条例第12条第1項の規定による通知を受領した日とする。

2 条例第16条第3項の規定による申出は、求める開示の実施の方法が開示請求書に記載した開示の実施の方法を変更するものでないときは、改めて行うことを要しない。

（開示の日時の変更）

第7条 広域連合長は、開示請求者又は条例第19条第1項の規定により開示の申出をしたもの（以下「開示請求者等」という。）が条例第12条第1項の規定又は

第9条の規定により通知を受けた開示の日時について変更を申し出た場合において、正当な理由があると認めるとときは、当該開示の日時を変更することができる。

2 前項の規定による変更後の開示の日時については、広域連合長が条例第12条第1項の規定又は第9条の規定により通知した開示の日から30日後の日までとする。

3 広域連合長は、第1項の規定により開示の日時を変更したときは、その旨を開示請求者等に通知するものとする。

(開示の中止等)

第8条 広域連合長は、条例第12条第1項の規定による開示の決定を受けたもの又は第9条の規定による通知を受けたもので公文書の閲覧、聴取又は視聴をするものが、当該閲覧、聴取又は視聴に係る公文書を破損し、汚損し、又は改ざんするおそれがあると認めるとときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずることができる。

(公文書の開示の申出に対する通知)

第9条 広域連合長は、条例第19条第1項の開示の申出に係る公文書の全部若しくは一部を開示することとしたとき、又は当該公文書の全部を開示しないこととしたときは、その旨を当該申出を行ったものに通知するものとする。

(様式等)

第10条 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第6条第1項の書面 様式第1号

(2) 条例第12条第1項に規定する公文書の全部の開示を決定した場合の書面 様式第2号

(3) 条例第12条第1項に規定する公文書の一部の開示を決定した場合の書面 様式第3号

(4) 条例第12条第2項の書面 様式第4号

(5) 条例第13条第2項の書面 様式第5号

(6) 条例第13条第3項の書面 様式第6号

(7) 条例第14条第1項の書面 様式第7号

(8) 条例第15条第2項の書面 様式第8号

(9) 条例第15条第3項（条例第23条において準用する場合を含む。）の書面 様式第9号

2 次の各号に掲げる申出等は、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 条例第16条第3項の規定による申出 様式第10号の公文書開示実施方法申出書

(2) 第7条第3項の規定による通知 様式第11号の公文書開示日時変更通知書

(3) 条例第16条第5項の規定による申出 様式第12号の公文書再開示申出書

(4) 条例第19条第1項の規定による公文書の開示の申出 様式第13号の公文書開示申出書

(5) 第9条の規定による通知 様式第14号の公文書開示申出に対する通知書

(6) 条例第21条の規定による通知 様式第15号の彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会諮詢通知書
(費用負担等)

第11条 条例第18条の広域連合長が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 文書及び図画を複写機により用紙（日本産業規格A列3番、A列4番又はB列4番のものに限る。以下この条において同じ。）に複写したものの交付 用紙1枚につき10円
 - (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付 用紙1枚につき10円
 - (3) 電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき40円
 - (4) 前3号に掲げる方法以外の方法で複写し、又は出力したものの交付 当該複写し、又は出力したものを作成に要する費用の額
- 2 前項第1号又は第2号の規定により、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙1枚として算定するものとする。
- 3 第1項第1号、第2号又は第4号の規定により、用紙に複写し、又は出力したものを交付する場合における当該用紙の部数は、1部とする。
- 4 開示の実施に要する費用は、前納とする。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成25年8月19日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公文書開示請求書

年　月　日

彩の国さいたま人づくり広域連合長様

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求をする公文書の名称又は内容 (できるだけ具体的に記載してください。)	
彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第5条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分 (該当する番号を一つ〇で囲み、()内に所要事項を記載してください。)	1 広域連合の区域内に住所を有する者 2 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人 その他の団体 (事務所等の名称 所在地) 3 広域連合の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先の名称 所在地) 4 広域連合の区域内に所在する学校に在学する者 (学校の名称 所在地) 5 1から4までに掲げるもののほか、公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人又は法人その他の団体 (理由)
求める開示の実施の方法 (希望する□内に△印を付してください。 複数選択できます。)	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したもの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付

注 以下の欄には、記入しないでください。

担当課所	電話番号
備考	

様式第2号（第10条関係）

公文書開示決定通知書

第
年
月
日
号

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

年　月　日付けで開示請求のあった公文書については、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する公文書の名称	
開示の日時	年　月　日　午前・午後　時
開示の場所	
求めるができる開示の実施の方法	
担当課所	電話番号
備考	

注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。

2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当課所まで連絡してください。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開審査会に対して審査請求することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において彩の国さいたま人づくり広域連合を代表する者は、彩の国さいたま人づくり広域連合長です。

ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第10条関係）

公文書部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することとしたので通知します。

開示する公文書の名称	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示しない情報及びその理由	
担当課所	電話番号
備考	

注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。

2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当課所まで連絡してください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開審査会に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において彩の国さいたま人づくり広域連合を代表する者は、彩の国さいたま人づくり広域連合長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第10条関係）

公文書不開示決定通知書

第 年 月 日
号

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示しない 公文書の名称	
開示しない 理 由	
担当課所	電話番号
備 考	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において彩の国さいたま人づくり広域連合を代表する者は、彩の国さいたま人づくり広域連合長です。

ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第10条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示又は不開示の決定を延長する公文書の名称	
延長前の期間	年 月 日 () から () 日間 年 月 日 () まで
延長後の期間	年 月 日 () から () 日間 年 月 日 () まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第6号（第10条関係）

公文書開示決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第13条第3項の規定により、開示請求があった日から起算して60日以内に当該公文書の相当の部分について開示決定等を行い、残りの公文書については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該公文書の相当の部分についての開示決定等及び残りの公文書についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示又は不開示の決定を延長する公文書の名称	
彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第13条第3項を適用する理由	
当該公文書の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日 ()
残りの公文書について開示決定等を行う期限	年 月 日 ()
担当課所	電話番号
備考	

様式第7号（第10条関係）

公文書開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、公文書の開示決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る 公文書の名称 又は内容		
事案の移 送を受け た実施機 関	名 称	
	担当課所	電話番号
移送をした日	年 月 日	
移 送 の 理 由		
担 当 課 所	電話番号	
備 考		

様式第8号（第10条関係）

公文書開示決定等に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第5条の規定に基づき、次のとおり
に関する情報が記録された公文書について開示請求があったので、同条例
第15条第2項の規定により通知します。

については、本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、別紙
「公文書開示決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してく
ださい。

開示請求に係る 公文書の名称	
記録されている に関する情報の内容	
開示請求があつた日	
彩の国さいたま 人づくり広域連 合情報公開条例 第15条第1項第1 号又は第2号の 規定の適用の区 分及び当該規定 を適用する理由	
意見書の提出先 (担当課所)	電話番号
備考	

別紙

公文書開示決定等に係る意見書

年 月 日

彩の国さいたま人づくり広域連合長様

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る公文書の名称		
開示決定に対する反対の意思の有無	有	無
意見 〔開示決定に反対する理由〕		

様式第9号（第10条関係）

公文書開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

先に照会した に関する情報が記録された公文書について、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、

同条例第15条第3項

同条例第23条において準用する同条例第15条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 公文書の名称	
記録されている に関する情報の内容	
開示決定をした 理由	
開示を実施する 日	年 月 日
担当課所 電話番号	
備考	

様式第10号（第10条関係）

公文書開示実施方法申出書

年　　月　　日

彩の国さいたま人づくり広域連合長 様

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で通知のあった開示決定について、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第16条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法を申し出ます。

求める開示の実施の方法 〔公文書開示決定通知書の「求めることができる開示の実施の方法」から選択し、その内容を記入してください。〕	
彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第12条第1項の規定による開示決定通知書を受領した日	年　　月　　日

注 この申出書は、公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書を受領した日から30日以内に提出してください。ただし、開示請求書の「求める開示の実施の方法」欄で選択した開示の実施の方法に変更がないときは、申し出る必要はありません。

様式第11号（第10条関係）

公文書開示日時変更通知書

第 年 月 日 号

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

年 月 日付けで申出のあった公文書の開示の日時変更については、広域連合長が行う公文書の開示等に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

開示の日時を 変更する公文書 の 名 称	
変更前の開示 の 日 時	年 月 日 午前・午後 時
変更後の開示 の 日 時	年 月 日 午前・午後 時
担当課所	電話番号
備考	

様式第12号（第10条関係）

公文書再開示申出書

年　月　日

彩の国さいたま人づくり広域連合長様

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年　月　日付け　第　　号で開示決定通知のあった公文書について、
彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第16条第5項の規定により、次のとおり
更に開示を受けることを申し出ます。

最初に開示を受けた日	年　月　日
更なる開示を申し出る公文書の名称	
希望する開示の日時	年　月　日　午前・午後　時
求める開示の実施の方法	

様式第13号（第10条関係）

公文書開示申出書

年　月　日

彩の国さいたま人づくり広域連合長 様

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第19条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を申し出ます。

開示を申し出る公文書の 名 称 又 は 内 容 (できるだけ具体的に) (記載してください。)	
希望する開示の 実施の方 法 (希望する□内に△印 を付してください。 複数選択できます。)	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したもの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付

注 以下の欄には、記入しないでください。

担当課所	電話番号
備考	

様式第14号（第10条関係）

公文書開示申出に対する通知書

第 年 月 日 号

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

年 月 日付けで開示の申出のあった公文書については、次のとおり
開示する
その一部を開示することとしたので通知します。
開示しない

開示する 公文書	名 称	
	開示の実施の方法	
	開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
	開示の場所	
開示しない 公文書	名 称	
	開示しない理由	
担当課所	電話番号	
備考		

注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。

2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当課所まで連絡してください。

様式第15号（第10条関係）

彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会諮詢通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長 団

年 月 日付けの に対する審査請求について、彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例第21条第1項の規定により彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会に諮詢したので、同条第3条の規定により通知します。

開示決定等に係る公文書の名称	<input type="text"/>
審査請求の内容	<input type="text"/>
審査請求があつた日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
諮詢をした日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
担当課所	電話番号 <input type="text"/>
備考	<input type="text"/>